

## 特別休日窓口を開設します

### 1 趣旨

転入・転出などの届出が増える3月末及び4月当初に、市民の利便性を確保するため、市役所の市民課窓口において特別休日窓口を開設します。

### 2 日時

3月25日(日)・4月1日(日) 午前8時30分～午後0時30分

### 3 取扱業務

転入・転出等の住民異動届、出生・婚姻等の戸籍届や各種証明書の発行など、市民課の平日窓口業務

他市町村に照会しなければならないケース等、一部取扱いできない場合があります。

事務担当：市民課

電話 51 - 6621